

「森林整備技能者雇用支援事業」助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（以下「この法人」という。）が森林整備技能者雇用支援事業を実施する林業事業体への助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 森林は多面的機能を有しており、その地域に様々な恩恵をもたらしている。それらの機能を適切に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならない。原木増産に伴い再造林面積も増加しているが、それを担う技能者が減少している。植栽や保育を行う森林整備技能者を育成・確保を重点的におこなうため、現場技能者への社会保険や退職共済等の経費を支援することで、林業労働力の持続的な確保を目的とする。

（対象事業体）

第3条 助成対象の林業事業体は、県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で別表1に掲げる者とする。

（対象となる現場技能者）

第4条 前条に規定する林業事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者を本事業の対象とする。

- （1）森林整備班として現場で造林、保育の森林整備事業に専属的に従事すること。
- （2）通年雇用であること。
- （3）健康保険、厚生年金、中退共済に加入していること。
- （4）助成期間を同じくして国が実施する「緑の雇用」事業から同様の助成金を受けていないこと。
- （5）事業年度内に退職した者については、助成対象外とする。

（助成額）

第5条 前条要件を満たす現場技能者が加入する健康保険、厚生年金、中小企業退職金共済等の事業主負担相当額で別途定める基準額の1/4以内。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を別途定める期日までに代表理事へ提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、内容等を審査の上、助成金の交付を適当と認めた事業について交付額を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者へ通知するものとする。

なお、審査に当っては、あらかじめ審査会を開催し意見を聞くものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告及び助成金交付請求)

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)及び助成金交付請求書(様式第4号)を代表理事へ提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、交付決定を受けた年度の翌年の4月7日までとする。

(助成金の支払い)

第9条 代表理事は、前条の規定により助成事業実績報告書及び助成金交付請求書の提出があったときは必要な検査を行い、実施結果が適正であると認めたときは、その年度の翌年4月末に申請者に助成金を支払う。

(助成金の経理)

第10条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、必要の都度代表理事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。

別表1

対象事業者

以下の全ての条件に該当する者を対象とする。

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 森林経営計画を自ら申請運用し、適切に管理のできる事業体であること。
- (3) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。